

株 主 各 位

栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号

グランドハウス株式会社

代表取締役社長 林 裕 朗

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日のご出席に代えて、郵送（書面）又はインターネットにより議決権を行使する方法もございますので、ご検討いただくようお願い申し上げます。この場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の方法により、令和3年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

3ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時）
2. 場 所 宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間
感染防止のため、間隔をあけた座席配置を検討しており、ご用意出来る席数が例年より減少する見込みです。上記会場が満席となった場合は、同ホテル内の別会場にご案内させていただきます可能性がございますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第30期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主でない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.grandy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(株主の皆様へのお願い)

- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用してご来場を賜りますようお願い申し上げます。
- ・受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、入場前に手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。また、非接触型体温計による検温にご協力をお願いする場合がございます。
- ・感染拡大防止の観点から、体調不良とお見受けした場合や、マスク着用等にご協力いただけない場合はご入場をお断りすることがございますのでご了承をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び関係者は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.grandy.co.jp/>) 内においてお知らせいたします。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和3年6月28日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、令和2年4-6月期のGDPが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言発出の影響等により戦後最悪のマイナス成長を記録し、その後は2四半期連続で一定の回復はみられたものの、本年に入り再度緊急事態宣言が発出されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界においても、昨年の緊急事態宣言期間を中心に事業活動の制約や顧客の外出自粛等から厳しい経営環境となり、新設住宅着工戸数は前年比で大幅な減少となりました。一方で、3密回避やテレワーク拡大等の影響から顧客の戸建住宅志向が高まるなど、新たな動きも見られました。

このような状況の中、当社グループにおいては、お客様の安全と社員の健康確保を最優先課題とし、感染防止対策の徹底はもとより、ITを活用した営業体制や環境の変化に柔軟に対応した生産体制の構築等、非常時に対応した経営基盤の構築に取り組んでまいりました。

コア事業である新築住宅販売では、感染症対策を徹底するとともにオンラインによる営業活動の拡充を図り、売上の拡大に向けては、前期に営業エリアを拡大した埼玉県及び神奈川県での販売体制の強化に取り組みました。また、中古住宅販売では、競売の入札中止など仕入環境の悪化があった中、販売棟数拡大に向けた商品在庫の確保に努めました。

これらの取り組みにより、新築住宅販売では第1四半期での受注減少があったものの、その後は回復し、販売棟数及び売上高はいずれも過去最高となりました。一方、中古住宅販売では、上半期の仕入数減少の影響が残り、販売棟数は前期比で減少する結果となりました。また、利益面では、在庫管理の強化に伴う粗利率の低下、事業拡大に伴う投資費用等により経常利益は前期比で減少しましたが、消費税等の還付に伴う特別利益の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比で増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は470億24百万円（前期比3.3%増）、営業利益は19億58百万円（前期比8.6%減）、経常利益は21億6百万円（前期比8.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億32百万円（前期比22.6%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 不動産販売

新築住宅販売では、新型コロナウイルスの感染防止を徹底した販売活動を行うとともに、オンラインでの販売活動の強化やインターネット広告の充実を図りました。また、前期から新たな営業エリアとなった埼玉県では、当社ブランドの認知度向上に向け広告の強化に取り組むとともに、人員を増強し事業拡大を図りました。一方、前期に取得した神奈川県の子会社では、在庫管理の強化に取り組んだほか、自社施工物件の販売を開始しました。

商品面では、子育て世代に配慮した快適性・安全性の高い街並みづくりや、台風や洪水等の自然災害対策を強化した家づくりなど、付加価値の高い商品により他社との差別化を図るとともに、コロナ禍による住環境への需要の変化に対し、テレワークに活用できる多目的空間を備えた住宅や、開放感のある住環境と都心へのアクセスの良さを兼ね備えた“脱・都心”物件など、多様化する働き方やライフスタイルの変化に柔軟に対応した新しい生活様式を提案してまいりました。

これらの取り組みにより、昨年 の緊急事態宣言期間を中心に受注低迷の影響を受けたものの、その後の受注は前年を上回る基調で推移した結果、当連結会計年度の新築住宅の販売棟数は過去最高の1,386棟（前期比45棟増）となりました。しかしながら、利益面では先行き不透明な状況下での在庫管理の強化に伴う粗利率の低下等により、前年比で減少することとなりました。

中古住宅販売では、引き続き商品在庫の充実による販売棟数の拡大に取り組んでまいりました。しかしながら、上半期において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入札中止等により、競売による仕入数が前年同期比で大幅な減少を余儀なくされることとなりました。下半期は仕入数が回復し、前年同期並の棟数を確保したものの、在庫数減少の影響が販売面で残り、当連結会計年度の中古住宅の販売棟数は、137棟（前期比14棟減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における不動産販売の売上高は441億15百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は17億45百万円（前期比13.3%減）となりました。

② 建築材料販売

建築材料販売では、新設木造住宅着工戸数の減少幅が縮小傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いております。また、原材料の木材価格は、年末にかけて概ね弱含みで推移しましたが、本年に入ってから米国における住宅需要の増加や海上運賃の上昇等により、国内価格は上昇傾向にあります。

このような状況の中、当社グループでは受注量の確保と与信管理に重点を置いた取り組みを行ってまいりました。その結果、販売量は前期比で減少となりましたが、原材料価格の低下による粗利率の改善もあり、利益は大幅に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における建築材料販売の売上高は26億42百万円（前期比4.8%減）、セグメント利益は2億24百万円（前期比57.6%増）となりました。

③ 不動産賃貸

不動産賃貸では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、経営が悪化したテナントからの賃料減免等の要請や撤退する動きが見られ、オフィスビル市場・パーキング市場ともに稼働率は悪化傾向となりました。

当社グループにおいては、前期比で賃貸物件の増加があったほか、賃貸オフィス等では賃料減免等の支援を行うことで稼働率の悪化を抑制しました。一方で、駐車場等では外出自粛に伴う稼働率の低下が回復に転じているものの、依然として厳しい状況が続いております。

以上の結果、当連結会計年度における不動産賃貸の売上高は2億66百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益は修繕費の増加等により1億53百万円（前期比10.7%減）となりました。

2. 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けたワクチン接種や経済支援策等の実施により、徐々に回復に向かうことが期待されますが、依然として収束の見通しは立っておらず、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループにおいては、引き続きお客様の安全と社員の健康確保を最優先課題として、ITの積極活用等も含めた新しい経営体制の構築を進めるとともに、事業の成長とさらなる企業価値の向上に向け、新規エリアの開拓、事業拡大に対応した人材の確保と育成、需要の変化に対応できる柔軟な生産体制及び営業体制の構築、サステナビリティへの取り組み強化等の課題に取り組んでまいります。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額の総額は、3億80百万円でありませ

ず。

取得した主要な設備は次のとおりであります。

- ・不動産販売セグメント
事業用建物（グランディハウス株式会社）
- ・不動産賃貸セグメント
事業用土地（グランディハウス株式会社）

4. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として255億66百万円の調達を行いました。この他、社債の発行により5億円の調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と総額215億90百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は85億56百万円であります。

5. 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

6. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第27期 (平成30年3月期)	第28期 (平成31年3月期)	第29期 (令和2年3月期)	第30期 (令和3年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	44,726	44,452	45,541	47,024
営業利益(百万円)	2,695	3,131	2,142	1,958
経常利益(百万円)	2,796	3,288	2,310	2,106
親会社株主に 帰属する当期 純利益(百万円)	1,827	2,065	1,413	1,732
1株当たり 当期純利益 (円)	63.48	71.62	48.84	59.57
総資産(百万円)	47,281	46,864	55,986	58,113
純資産(百万円)	19,556	21,124	22,143	23,293
1株当たり 純資産額 (円)	671.43	725.35	755.83	791.12

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
茨城グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (茨城県域(除、西部))
群馬グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (群馬県域)
千葉グランディハウス株式会社	110百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (千葉県域)
ゼネラルリブテック株式会社	100百万円	100%	住宅用プレカット材等の製 造・販売
株式会社中古住宅情報館	90百万円	100%	中古住宅等の販売
グランディリフォーム株式会社	10百万円	100%	住宅のメンテナンス及びリフ ォーム
株式会社プラザハウス	30百万円	100%	戸建住宅の販売及び建築請負 (神奈川県域)

(注) 当事業年度末日において、当社に会社法施行規則第118条第4項に定める特定完全子会社はありません。

8. 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

当社グループは、不動産販売、建築材料販売及び不動産賃貸を主な事業として行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
不動産販売	戸建住宅の分譲事業 住宅用土地の分譲事業 住宅の設計・建築請負事業 中古住宅の販売事業 住宅のアフターメンテナンス及びリフォーム事業
建築材料販売	住宅用プレカット材等の製造・販売事業
不動産賃貸	テナントビル、マンション等の賃貸事業 パーキング事業

9. 主要な営業所及び工場（令和3年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	栃木県宇都宮市
支 店 ・ 営 業 所	栃木県9店、茨城県2店、埼玉県1店

② 主要な子会社の事業所

茨城グランディハウス株式会社	茨城県水戸市 他4店
群馬グランディハウス株式会社	群馬県高崎市 他2店
千葉グランディハウス株式会社	千葉県柏市
ゼネラルリブテック株式会社	栃木県鹿沼市 他3店
株式会社中古住宅情報館	栃木県宇都宮市 他2店
グランディリフォーム株式会社	栃木県宇都宮市 他3店
株式会社プラザハウス	神奈川県川崎市

10. 使用人の状況（令和3年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産販売	661名	28名増
建築材料販売	68名	1名減
不動産賃貸	6名	1名増
全社(共通)	64名	2名増
合計	799名	30名増

(注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
443名	26名増	38.4歳	7.5年

(注) 使用人数は就業人員数を記載しております。

11. 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社足利銀行	5,972百万円
株式会社常陽銀行	3,667
株式会社群馬銀行	2,765
株式会社三井住友銀行	2,355
株式会社栃木銀行	1,918
株式会社三菱UFJ銀行	1,241
株式会社商工組合中央金庫	1,119
株式会社筑波銀行	1,057

（注）借入額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

1. 株式の状況（令和3年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 101,692,800株
- ② 発行済株式の総数 30,823,200株
- ③ 株主数 6,924名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
菊地俊雄	5,418,800株	18.52%
新日本物産株式会社	3,996,900	13.66
グランディ・ストックメイト	2,195,000	7.50
グランディハウス社員持株会	1,852,300	6.33
株式会社足利銀行	1,151,000	3.93
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	968,500	3.31
磯国男	507,431	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	502,600	1.71
長野榮夫	454,100	1.55
NPBN-SHOKORO LIMITED	383,500	1.31

(注) 1. 当社は、自己株式を1,572,645株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月27日	
新株予約権の数		20,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	2,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり365円)	36,500円
権利行使期間		平成28年6月28日から 令和6年6月27日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員であるもの及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	7,562個
		目的となる株式数	756,200株
		保有者数	8人

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において、当社の取締役、執行役員又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (令和3年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	村 田 弘 行	
代表取締役 社長	林 裕 朗	
取締役 副社長	齋 藤 淳 夫	管理本部長
取締役 副社長	小 磯 裕	財務総括
専務取締役	佐 山 靖	開発本部長
常務取締役	谷 英 樹	建築本部長
常務取締役	石 川 真 康	営業本部長
常務取締役	林 和 久	県南支社長
取 (監査等委員) 役	湯 澤 一	
取 (監査等委員) 役	伊 藤 一	今泉法律事務所
取 (監査等委員) 役	小 林 健 彦	小林健彦税理士事務所

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 伊藤一氏及び取締役 (監査等委員) 小林健彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は伊藤一氏及び小林健彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当該事業年度に係る役員 の 重要な兼職状況は、上表中に記載のある他、以下のとおりであります。
- ・取締役 村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 小磯裕氏は、株式会社プラザハウスの取締役を兼務しております。
 - ・取締役 佐山靖氏は、株式会社ウェルカムハウスの代表取締役を兼務しております。

- ・取締役（監査等委員）湯澤一氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社、株式会社プラザハウス及び株式会社ウェルカムハウスの監査役を兼務しております。
- 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、湯澤一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 4. 取締役（監査等委員）小林健彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）伊藤一氏及び取締役（監査等委員）小林健彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとなります。なお、保険料のうち株主代表訴訟に係る保険料相当額は当社取締役（監査等委員である取締役を含む）が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	その他	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	325,150 (-)	301,900 (-)	- (-)	- (-)	23,250 (-)	9 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	21,100 (7,800)	20,150 (7,800)	- (-)	- (-)	950 (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	346,250 (7,800)	322,050 (7,800)	- (-)	- (-)	24,200 (-)	12 (2)

- (注) 1. 上記その他に記載の額は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額(取締役(監査等委員を除く)9名及び取締役(監査等委員)1名に対するもの)であります。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、令和2年6月26日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

ロ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

令和2年6月26日開催の第29回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く)1名に対し2,200千円

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成27年6月26日開催の第24回定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。

- ・取締役(監査等委員を除く)については年額360百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)(当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名)
- ・取締役(監査等委員)については年額30百万円以内。(当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名)

ニ. 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。当該取締役会における決議の内容については、あらかじめ独立社外取締役の意見を聴取した上で策定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、事前に聴取した独立社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりです。

- a. 当社の役員報酬は、「基本報酬」、「ストックオプション」、「役員退職慰労金」で構成するものとする。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬については、当期の役位別の月額報酬の基準額を、前期の会社業績及び当期見通し等を勘案して設定した上、各取締役の管掌部門（業務）の業績、経営課題の進捗、当期の職責等を勘案して、当期の個別の月額報酬を決定するものとする。また、前期の業績等を勘案して決定した月数に月額報酬の額を乗じたインセンティブ報酬を、重任した取締役の当期の報酬（年額）に加算するものとする。
- c. 監査等委員である取締役の基本報酬については、取締役としての職責の他、常勤・非常勤の別や監査の負荷の状況等も勘案し決定するものとする。
- d. 中長期的なインセンティブ報酬として、適宜、ストックオプションを付与することとする。付与する場合は原則として、業務執行取締役に対して役位別に付与数を決定するものとする。
- e. 社外取締役を除く取締役に対して、原則として在任1年に対し月額報酬1ヶ月分を基準（功労等による加算減算あり）とする退職慰労金を株主総会の承認を得て取締役退任時に支給するものとする。
- f. 株主総会において決議された報酬枠内での、取締役（監査等委員である取締役を除く）の具体的な報酬等の額の決定は取締役会で行う。取締役会に付議する報酬案については、代表取締役会長及び代表取締役社長の協議により原案を作成し、これに対する独立社外取締役の意見を聴取した上で策定するものとする。
- g. スtockオプションの付与数についてもf.と同様の手続きを経て取締役会において決定するものとする。
- h. 監査等委員である取締役の具体的な報酬等の額については、株主総会で決議された報酬枠内で、監査等委員の協議により決定するものとする。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役（監査等委員） 伊藤一氏

当事業年度開催の取締役会18回全て、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に法令遵守の観点から適宜発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬について、独立社外取締役として、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を果たしております。

・取締役（監査等委員） 小林健彦氏

当事業年度開催の取締役会18回全て、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に経営・財務の見地から適宜発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬について、独立社外取締役として、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を果たしております。

ロ. 他の法人等の重要な兼職の状況

前記①に記載のとおりであり、兼職先と当社間に特別な関係はありません。

4. 会計監査人の状況

① 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査報酬の見積根拠等の妥当性について検討・審議した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等について評価し、再任の可否を検討いたします。この結果、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに定める体制（以下、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制」という）に関する取締役会決議の内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、その経営理念にコンプライアンスに関する条項を掲げ、これを役職員に絶えず浸透させる活動を通じて、法令及び社会倫理の遵守が企業存立の前提であることを徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程に報告・付議基準等を定めるとともに、各取締役は、これを遵守して重要事項を取締役に報告・付議するとともに、職務の執行状況について相互に監督する。
 - ③ 各取締役は、所管部門における法令及び定款の遵守の責任を負い、所管業務に関するコンプライアンスリスクを把握し、重要なリスクについては業務規程中に管理条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をコンプライアンス担当取締役とし、顧問弁護士等と連携してサポートを行うとともに、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を行う。
 - ④ 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに担当取締役及びコンプライアンス担当取締役に報告するものとする。報告を受けた担当取締役は、その内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上策定し、軽微なものを除き社長の承認を得て実施する。重要な問題については、取締役会で審議し全社的な再発防止策を実施する。
 - ⑤ 内部監査室は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、指摘事項の是正を確認し報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、その職務の執行に係る情報を、法令、定款及び社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

- ② 取締役は、前号の文書等を閲覧できるものとし、対象文書を管理する取締役は、正当な理由なく閲覧を拒んではならないものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 各取締役は、所管業務に関するリスクの把握・分析及びリスク管理の責任を負うものとし、重要なリスクについては業務規程中にリスク管理のための条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をリスク管理の統括責任者とし、全社横断的なリスク状況の監視及び管理体制の整備を行う。
 - ② 内部監査室は、当社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、要改善事項のフォローアップを行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、全社的な目標として中期経営計画及び年度予算を決定し、各取締役はその目標達成のための経営資源の配分、各部門の具体的目標及び効率的方法を定めて実施する。
 - ② 受注状況等の重要な経営指標を適時に提供し、原則として毎週開催する役員会議等で達成状況のレビューを行い、改善施策の早期実施を図る。
 - ③ 職務権限・意思決定ルールを規程により明確化し、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役及びグループ各社の社長は、所管部門又は各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ② 当社は、子会社の自主性と職務執行の効率性を尊重しつつ、グループとしての業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これを実効あらしめるため「子会社の管理に関する契約書」を子会社各社と締結するとともに、必要に応じ、当社の取締役と子会社の取締役又は監査役を兼務させる。
 - ③ ②の管理体制の中で、重要事項の当社への報告（重要会議への子会社取締役の参加を含む）、コンプライアンス体制・リスク管理体制の当社制度への準拠指導、経営効率向上のための経営資源配分・情報共有化・業務標準化等の管理を行う。
 - ④ 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査等委員会に報告し、指摘事項等の是正を確認する。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、経営上特段の事由のある場合を除き、要請された水準を満たす補助使用人を必要な員数配置するものとする。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ② 補助使用人の異動及び処分については、予め監査等委員会の意見をきき、これを最大限尊重するものとする。
 - ③ 補助使用人が他の業務を兼務する場合は、監査等委員会の指示に係る業務を優先して行うものとする。
- (7) 当社及びグループ各社から当社監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役並びにグループ各社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、法定の報告事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。
 - ② 当社及びグループ各社の使用人は、重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を認識した場合は、当社監査等委員会に対しても直接報告するものとする。
 - ③ 当社及びグループ各社は、①、②の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 会社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行のために要する費用については、監査等委員の請求に応じて費用の前払、速やかな償還又は債権者への支払等を行うものとする。但し、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合は、この限りでない。
 - ② 監査等委員は、監査等委員会の職務の執行のために必要ある場合は、会社に対して、追加情報の提供、外部専門家の利用、その他の協力・支援を求めることができるものとする。
 - ③ 内部監査室は、監査等委員会と適切な連携をとって監査等を行うものとする。また、監査等委員会は、必要がある場合には、内部監査室の職員に監査業務に関する協力を求めることができるものとする。

2. 1. の体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・経営理念を各職場に掲示し朝礼時の唱和等により浸透に努めております。また、当社及び子会社の役職員に対するコンプライアンス情報提供・研修等を実施したほか、取締役会、役員会議、会社行事等において法令及び社会倫理の遵守を徹底しております。
 - ・各取締役は「取締役会規程」に定められた報告・付議基準を遵守して重要事項を取締役に報告・付議しており、審議を通じて職務の執行状況の適法性・妥当性を相互に監督しております。
 - ・コンプライアンス上の問題に対しては、「コンプライアンス規程」に基づき、社長または取締役会への報告、調査、是正措置の検討・実施を行っております。また、法務部門から、重要な法令改正や他社のコンプライアンス違反事例などの情報提供を行い、新たなコンプライアンスリスクに対する体制整備に努めております。
 - ・「社内外通報管理規程」に基づき、通常のレポートライン以外からの法令違反や内部統制上の不備等の早期発見に努めております。
 - ・内部監査室は「内部監査規程」等に基づき、社長直属の機関として独立性を確保して、当社及び子会社の定期監査及びそのフォロー監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報は、「取締役会規程」「稟議規程」「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - ・「文書管理規程」において、取締役から前号の文書等に関し閲覧請求があった場合、正当な事由なく閲覧を拒んではならないものと定め、適切に運用しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関する基本規程である「リスク管理規程」を定め、本規程及び業務規程に基づきリスク管理を行っております。
 - ・災害その他特に重大なリスクに関しては事業継続計画（BCP）の策定に順次取り組んでおります。また、情報セキュリティリスクに関しては、セキュリティソフトを導入し情報漏洩リスクの低減に取り組んでおります。

- ・内部監査室は「内部監査規程」等に基づき、社長直属部門として独立性を確保して、当社及び子会社の定期監査及びそのフォロー監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度予算を決定し、各業務執行取締役は所管部門の部門計画達成に向けて管理に努めております。
 - ・役員会議において、受注状況等の重要な経営指標の達成状況のレビューを行い、改善施策の早期実施を図っております。
 - ・「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づき、業務執行取締役の権限と責任を明らかにして、意思決定の迅速化に努めております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「子会社管理規程」及び子会社各社との間の「子会社の管理に関する契約」に基づき、グループとしての業務の適正の確保と効率的な業務執行に努めております。当社子会社は当社社内規程に準拠した社内規程を定め当社同等のコンプライアンス及びリスク等の管理を実施するとともに、当社取締役が子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務する体制をとることにより、子会社における業務の適正を確保しております。また、子会社社長は当社役員会議に出席して情報の共有化を図っており、要員管理・人材育成・業務標準化等の分野でグループとしての経営効率向上に取り組んでおります。
 - ・内部監査室は、当社に加え子会社を対象とした定期監査及びそのフォロー監査も実施しており、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告し、子会社における問題の早期発見と是正措置の実施確認に努めております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・補助使用人1名を置いている他、監査等委員会の事務局業務を行う法務開示課において、監査等委員会の求めに応じて必要な事務を行っております。
 - ・補助使用人は内部監査室の事務を兼務しておりますが、監査等委員会の指示に係る業務を優先して行っております。

- (7) 当社及びグループ各社から当社監査等委員会への報告に関する体制
- ・法定外事項を含む監査等委員会への報告義務を定めた「監査等委員会規程」に基づき報告を行っております。また、常勤の監査等委員は役員会議に出席し、コンプライアンス及びリスク管理に係る情報を得て、必要に応じ他の監査等委員に報告し情報の共有化を図っております。
 - ・監査等委員会への報告を行った者に対する不利益な取り扱いを禁止しており、コンプライアンス違反や発生リスクの報告促進を図っております。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員から連絡を受けた費用については、速やかな支払いを行っております。
 - ・監査等委員が実施する、役職員に対する個別ヒアリングに対し、会社は全面的に協力しております。
 - ・内部監査室は、監査等委員との共同監査の計画・実施や個別の協力要請に全面的に協力しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを経営上の重要課題の一つとして位置付けております。株主還元につきましては、連結配当性向30%を目標として業績に応じた配当政策を実施するとともに、その向上に努めてまいります。また、自己株式の取得については、株主還元や資本効率向上を図るため、時機及び財政状況に応じて実施いたします。

なお、当社は、定款において取締役会の決議による機動的な剰余金の配当の実施を可能とする定めをしておりますが、配当金の支払回数については、従来どおり毎年3月31日を基準日とする年1回の配当を継続する予定であります。

当期（第30期）の1株当たり配当額は、令和2年11月9日に公表しました配当予想のとおり、普通配当14円に、創業30周年の記念配当10円を加えた、24円とさせていただきます。

（注）当社第30期の期末配当については、令和3年5月24日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- （1）配当財産の種類
金銭とする。
- （2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円、総額702,013,320円とする。
- （3）剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月30日（水曜日）とする。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,475,762	流 動 負 債	26,469,131
現金及び預金	13,363,516	工事未払金	3,255,232
受取手形及び売掛金	496,993	短期借入金	20,696,600
有価証券	201,921	1年内返済予定の長期借入金	1,014,044
販売用不動産	17,182,081	1年内償還予定の社債	21,000
未成工事支出金	7,725	リース債務	30,980
仕掛販売用不動産	12,952,944	未払法人税等	399,719
商品及び製品	237,434	完成工事補償引当金	95,953
原材料及び貯蔵品	114,678	その他	955,601
その他	920,828	固 定 負 債	8,351,569
貸倒引当金	△2,362	社 債	2,303,000
固 定 資 産	12,600,201	長期借入金	4,904,321
有 形 固 定 資 産	9,632,747	リース債務	50,559
建物及び構築物	3,306,457	役員退職慰労引当金	218,520
機械装置及び運搬具	29,124	退職給付に係る負債	810,289
工具器具備品	50,851	その他	64,878
土地	6,021,604	負 債 合 計	34,820,700
リース資産	74,390	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	150,319	株 主 資 本	23,120,148
無 形 固 定 資 産	1,232,763	資 本 金	2,077,500
のれん	1,165,571	資 本 剰 余 金	2,343,929
その他	67,192	利 益 剰 余 金	18,969,090
投資その他の資産	1,734,690	自 己 株 式	△270,372
投資有価証券	145,500	その他の包括利益累計額	20,500
長期貸付金	18,993	その他有価証券評価差額金	20,500
繰延税金資産	507,147	新 株 予 約 権	152,640
その他	1,067,323	純 資 産 合 計	23,293,288
貸倒引当金	△4,272	負 債 純 資 産 合 計	58,113,989
繰 延 資 産	38,025		
社債発行費	38,025		
資 産 合 計	58,113,989		

連結損益計算書

（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		47,024,984
売 上 原 価		39,202,154
売 上 総 利 益		7,822,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,863,842
営 業 利 益		1,958,986
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	7,169	
業 務 受 託 手 数 料	222,067	
受 取 事 務 手 数 料	156,645	
そ の 他	69,626	455,509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	281,191	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	9,966	
そ の 他	16,708	307,866
経 常 利 益		2,106,629
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,623	
還 付 消 費 税 等	707,744	713,368
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26,905	
リ ー ス 解 約 損	2,254	
減 損 損 失	122,561	151,721
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,668,276
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	762,477	
過 年 度 法 人 税 等	222,919	
法 人 税 等 調 整 額	△49,781	935,614
当 期 純 利 益		1,732,661
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,732,661

連結株主資本等変動計算書

（令和2年4月1日から）
（令和3年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,077,500	2,291,248	17,905,056	△301,297	21,972,507
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△668,627		△668,627
親会社株主に帰属する当期純利益			1,732,661		1,732,661
新株予約権の行使		52,681		30,925	83,607
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	52,681	1,064,034	30,925	1,147,641
当連結会計年度末残高	2,077,500	2,343,929	18,969,090	△270,372	23,120,148

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	—	—	170,620	22,143,127
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△668,627
親会社株主に帰属する当期純利益				1,732,661
新株予約権の行使			△17,980	65,627
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	20,500	20,500		20,500
当連結会計年度変動額合計	20,500	20,500	△17,980	1,150,161
当連結会計年度末残高	20,500	20,500	152,640	23,293,288

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	8社
・連結子会社の名称	茨城グランディハウス株式会社 群馬グランディハウス株式会社 千葉グランディハウス株式会社 株式会社中古住宅情報館 グランディリフォーム株式会社 ゼネラルリブテック株式会社 株式会社プラザハウス 株式会社ウェルカムハウス

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
㈱プラザハウス	2月末日
㈱ウェルカムハウス	2月末日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

ロ. デリバティブ

・金利スワップ取引	時価法 ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。
-----------	---

- ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産
個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・ 未成工事支出金
個別法に基づく原価法
 - ・ 商品及び製品、原材料
総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・ 貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
定率法
ただし、建物及び建物附属設備並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数とする定額法
- ニ. 長期前払費用
定額法
- ③ 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり、定額法にて償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保及びアフターサービスの費用に備えるため、過去の補償・修繕実績を基に将来の補償・修繕見込みを加味して計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

当社は社員の一部について、また、連結子会社は各社の全社員について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発生する期間(10年)にわたって均等償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) たな卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	17,182,081千円
仕掛販売用不動産	12,952,944千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有するたな卸資産のうち主なものは販売用不動産であり、正味売却価額が取得原価を下回るたな卸資産については、その差額を費用処理し、たな卸資産を減額しております。

正味売却価額の算定における主要な仮定は、実績等に基づく販売見込額及び販売経費等見込額であります。なお、景気の著しい悪化や大規模な自然災害による販売用不動産の被災等により市場価格の著しい下落が発生した場合には、追加の費用が発生する可能性があります。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,165,571千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、期末日及び減損の兆候（減損が生じている可能性を示す事象）が発生した時点で、減損の判定を行っています。のれんが帰属する事業の回収可能価額が、事業に関連する資産グループの帳簿価格を下回っている場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失としております。なお、当連結会計年度において、減損の兆候はありません。

回収可能価額の算定には、当該資産グループにおける事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローを用いており、その主要な仮定は販売棟数及び販売単価であります。なお、将来の事業環境の変化等により仮定の見直しを行った場合には、減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

当社グループでは、連結計算書類作成日現在において入手可能な情報に基づき会計上の見積りを行っております。現時点において、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は限定的であり、今後、経済活動は緩やかに正常化に向かうとの仮定を置いております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化した場合には、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,836,139千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	6,991,952千円
仕掛販売用不動産	3,609,130千円
建物及び構築物	2,878,643千円
土地	3,917,033千円
計	17,396,760千円

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が4,923,772千円及び仕掛販売用不動産が2,124,592千円含まれております。

(上記に対応する債務)

短期借入金	8,579,600千円
1年内返済予定の長期借入金	577,104千円
長期借入金	1,034,491千円
計	10,191,195千円

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき住宅販売瑕疵担保保証金として差し入れている資産は次のとおりであります。

その他（投資その他の資産）	933,500千円
---------------	-----------

(3) 保証債務等	
顧客の住宅ローンに対する保証債務	457,130千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	30,823,200株	一株	一株	30,823,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,752,445株	一株	179,800株	1,572,645株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少179,800株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和2年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	668,627千円
・1株当たり配当額	23円
・基準日	令和2年3月31日
・効力発生日	令和2年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

令和3年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	702,013千円
・1株当たり配当額	24円
・基準日	令和3年3月31日
・効力発生日	令和3年6月30日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,526,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については、主に流動性の高い短期の預金で行っております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを行う場合以外、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に用地仕入に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、営業債権について、各管轄部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクに備える目的で銀行と融資枠を設定すること等により管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,363,516	13,363,516	—
(2) 受取手形及び売掛金	496,993	496,993	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	201,921	202,180	258
其他有価証券	130,500	130,500	—
資産計	14,192,931	14,193,189	258
(1) 工事未払金	3,255,232	3,255,232	—
(2) 短期借入金	20,696,600	20,696,600	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,014,044	1,014,044	—
(4) 1年内償還予定の社債	21,000	21,000	—
(5) 未払法人税等	399,719	399,719	—
(6) 社債	2,303,000	2,302,454	△545
(7) 長期借入金	4,904,321	4,903,474	△846
負債計	32,593,916	32,592,523	△1,392

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額等によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 1年内償還予定の社債、(5) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額等によっております。

- (6) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額15,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、栃木県その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸駐車場等を所有しております。令和3年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は123,065千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は122,561千円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度における賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額、及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,072,597	△17,808	4,054,789	3,743,845

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な変動は、次のとおりであります。

増加：駐車場用地の取得	130,107千円
減少：減損損失	122,561千円
減価償却	52,273千円

(注3) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	791円12銭
(2) 1株当たり当期純利益	59円57銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	26,144,474	流動負債	12,068,234
現金及び預金	10,458,041	工事未払金	1,780,256
売掛金	14,302	短期借入金	9,058,500
有価証券	201,921	1年内返済予定の長期借入金	382,352
販売用不動産	7,866,988	1年内償還予定の社債	21,000
未成工事支出金	5,402	リース債務	18,449
仕掛販売用不動産	7,153,256	未払金	28,978
原材料及び貯蔵品	26,124	未払費用	170,674
前渡金	214,624	未払法人税等	182,692
前払費用	87,926	未払消費税等	122,918
未収入金	99,788	未成工事受入金	55,167
その他	16,098	前受金	56,623
固定資産	11,632,242	預り金	151,501
有形固定資産	7,852,566	完成工事補償引当金	36,077
建築物	2,525,024	その他	3,043
構築物	101,754	固定負債	5,181,006
車両運搬具	6,172	社債	2,003,000
工具器具備品	35,962	長期借入金	2,397,643
土地	4,991,507	リース債務	27,507
リース資産	41,826	退職給付引当金	532,320
建設仮勘定	150,319	役員退職慰労引当金	157,837
無形固定資産	64,483	その他	62,697
電話加入権	6,408	負債合計	17,249,241
商標権	1,524	純資産の部	
ソフトウェア	56,551	株主資本	20,386,609
投資その他の資産	3,715,192	資本金	2,077,500
投資有価証券	145,500	資本剰余金	2,343,929
関係会社株式	2,909,231	資本準備金	2,184,000
長期前払費用	18,282	その他資本剰余金	159,929
繰延税金資産	258,773	利益剰余金	16,235,551
その他	383,404	利益準備金	153,475
繰延資産	32,273	その他利益剰余金	16,082,076
社債発行費	32,273	別途積立金	3,400,000
		繰越利益剰余金	12,682,076
		自己株式	△270,372
		評価・換算差額等	20,500
		その他有価証券評価差額金	20,500
		新株予約権	152,640
資産合計	37,808,990	純資産合計	20,559,749
		負債純資産合計	37,808,990

損 益 計 算 書

（令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,870,875
売 上 原 価		18,981,577
売 上 総 利 益		3,889,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,742,830
営 業 利 益		1,146,468
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	925,079	
業 務 受 託 手 数 料	118,373	
受 取 事 務 手 数 料	90,636	
そ の 他	34,167	1,168,257
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	126,939	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	3,300	
社 債 発 行 費 償 却	12,642	
そ の 他	6,112	148,993
経 常 利 益		2,165,731
特 別 利 益		
還 付 消 費 税 等	425,267	425,267
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21,639	
減 損 損 失	122,561	144,200
税 引 前 当 期 純 利 益		2,446,798
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	422,890	
過 年 度 法 人 税 等	132,520	
法 人 税 等 調 整 額	△32,116	523,294
当 期 純 利 益		1,923,503

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から)
(令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
					別途積立金		
当期首残高	2,077,500	2,184,000	107,248	2,291,248	153,475	3,400,000	11,427,200
当期変動額							
剰余金の配当							△668,627
当期純利益							1,923,503
新株予約権の行使			52,681	52,681			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	52,681	52,681	—	—	1,254,876
当期末残高	2,077,500	2,184,000	159,929	2,343,929	153,475	3,400,000	12,682,076

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	14,980,675	△301,297	19,048,126	—	—	170,620	19,218,746
当期変動額							
剰余金の配当	△668,627		△668,627				△668,627
当期純利益	1,923,503		1,923,503				1,923,503
新株予約権の行使		30,925	83,607			△17,980	65,627
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				20,500	20,500		20,500
当期変動額合計	1,254,876	30,925	1,338,483	20,500	20,500	△17,980	1,341,003
当期末残高	16,235,551	△270,372	20,386,609	20,500	20,500	152,640	20,559,749

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・ その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

- ・ 金利スワップ取引 時価法
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・ 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ・ 原材料 総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

- (リース資産を除く) 定率法
ただし、建物及び建物附属設備並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

- (リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり、定額法にて償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基に将来の補償見込みを加味して計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生した事業年度に一括して費用処理しております。
 - ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
当社は社員の一部について、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を採用しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)
- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
 - ロ その他の工事
工事完成基準
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) たな卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	7,866,988千円
仕掛販売用不動産	7,153,256千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の3. に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 関係会社株式の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,909,231千円
--------	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、期末日及び減損が生じている可能性を示す事象が発生した時点で、減損の検討を行っています。関係会社株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

関係会社における事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローを用いて超過収益力等を反映した実質価額を算定する場合、その主要な仮定は販売棟数及び販売単価であります。なお、将来の事業環境の変化等により仮定の見直しを行った場合には、評価損が発生する可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

「連結注記表 4. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	52,698千円
短期金銭債務	267,734千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,265,364千円

(3) 担保に供している資産

販売用不動産	2,513,705千円
仕掛販売用不動産	212,611千円
建物	2,252,556千円
土地	2,903,959千円

計 7,882,832千円

上記には、担保権の設定が留保されている販売用不動産が1,650,404千円含まれており
ます。

(上記に対応する債務)

短期借入金	2,347,100千円
1年内返済予定の長期借入金	85,692千円
長期借入金	105,963千円

計 2,538,755千円

上記のほか、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき住宅販売瑕疵
担保保証金として差し入れている資産は次のとおりであります。

その他（投資その他の資産） 354,500千円

(4) 保証債務等

関係会社の金融機関借入に対する保証債務	12,564,060千円
顧客の住宅ローンに対する保証債務	132,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	88,121千円
② 仕入高	1,956,826千円
③ 販売費及び一般管理費	1,920千円
④ 営業取引以外の取引高	947,193千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,752,445株	一株	179,800株	1,572,645株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少179,800株は、ストック・オプションの行使による減少
であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産減損損失	94,717千円
退職給付引当金	162,145千円
関係会社株式評価損	27,414千円
未払事業税	18,449千円
役員退職慰労引当金	48,077千円
新株予約権	34,494千円
投資有価証券評価損	30,460千円
その他	32,859千円
繰延税金資産小計	448,616千円
評価性引当額	△185,960千円
繰延税金資産合計	262,656千円
繰延税金負債	
その他	△3,883千円
繰延税金負債合計	△3,883千円
繰延税金資産の純額	258,773千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	齋藤淳夫	(被所有) 0.91	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使(注)	10,950	—	—
重要な子会社の役員	島田充雄	(被所有) 0.13	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使(注)	11,972	—	—
重要な子会社の役員	磯国男	(被所有) 1.73	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使(注)	11,680	—	—
重要な子会社の役員	上野谷宏二	(被所有) 0.30	重要な子会社の役員	新株予約権(ストック・オプション)の行使(注)	10,950	—	—

(注) 新株予約権の行使は平成26年6月27日に割り当てられた新株予約権の行使によるものです。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は出 資 (千円)	事業の 内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	茨城グラン ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	245,140	未収入金	7,172
							運転資金 の貸付	880,000	—	—
							借入金の 債務保証	5,182,500	—	—
子会社	群馬グラン ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	159,260	未収入金	4,840
							運転資金 の貸付	530,000	—	—
							借入金の 債務保証	2,485,960	—	—
子会社	千葉グラン ディハウス ㈱	110,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	受取事務 手数料	110,020	未収入金	5,544
							運転資金 の貸付	1,530,000	—	—
							借入金の 債務保証	2,009,100	—	—
子会社	㈱ プラザ ハウス	30,000	不動産業	所有 100.0	役員 2名	債務保 証	運転資金 の貸付	400,000	—	—
							借入金の 債務保証	1,752,500	—	—
子会社	ゼネラルリ ブテック㈱	100,000	建築用資 材の製造 及び加工	所有 100.0	役員 3名	当社主 要仕入 先	仕入	1,814,249	工事 未払金	245,285
							借入金の 債務保証	572,000	—	—
子会社	㈱中古住宅 情報館	90,000	不動産業	所有 100.0	役員 3名	債務保 証	借入金の 債務保証	999,000	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の子会社が当社グループの事業計画に必要な資金の借入及びリース取引等を行う場合において、条件として当社の保証が求められる場合においては、必要と認められる範囲の保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。
- (2) 子会社からの建築工事資材の仕入れ価格及びその他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (3) 受取事務手数料については、当社より提示した利率を基礎として毎期交渉の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 697円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円13銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月20日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千葉 達也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小野原 徳郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グランディハウス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月20日

グランディハウス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千葉 達也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小野原 徳郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グランディハウス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月24日

グランディハウス株式会社 監査等委員会

取締役(監査等委員)	湯澤	一	Ⓜ
社外取締役(監査等委員)	伊藤	一	Ⓜ
社外取締役(監査等委員)	小林	健彦	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当社株式の数
1	むらたひろゆき 村田弘行 (昭和35年9月17日)	昭和63年5月 昴ハウジング株式会社入社 平成10年12月 当社入社 平成12年9月 取締役 平成15年2月 常務取締役 平成16年6月 専務取締役 平成20年3月 取締役(注4) 平成22年3月 代表取締役副社長 平成23年3月 代表取締役社長 平成30年4月 代表取締役会長(現任)	248,775株
2	はやしやすろう 林 裕朗 (昭和34年2月23日)	昭和57年4月 株式会社足利銀行入社 平成22年4月 当社入社 管理本部 財務部長 平成22年6月 常務取締役 平成23年4月 管理本部 財務総括 平成24年3月 専務取締役 社長室長 平成25年6月 全社総括 平成26年4月 取締役副社長 平成30年4月 代表取締役社長(現任)	75,370株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当社株式の数
3	さいとうあつお 齋藤 淳夫 (昭和31年4月26日)	平成2年4月 エリエールペーパーテック株式会社入社 平成9年3月 当社入社 平成14年6月 取締役 平成18年4月 常務取締役 平成20年3月 管理本部長 平成24年3月 専務取締役 平成29年4月 取締役副社長(現任) 令和2年6月 管理本部長(現任)	267,180株
4	こいそゆたか 小磯 裕 (昭和32年3月6日)	昭和54年4月 株式会社足利銀行入社 平成24年7月 当社入社 執行役員 財務部長 平成25年6月 取締役 平成26年5月 常務取締役 財務総括 平成28年4月 専務取締役 令和元年10月 取締役副社長(現任) 令和2年6月 財務総括(現任)	28,076株
5	きやまやすし 佐山 靖 (昭和44年10月31日)	平成4年4月 渡辺建設株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 平成20年3月 常務取締役 開発本部長(現任) 平成25年6月 専務取締役(現任)	97,142株
6	たにひでき 谷 英樹 (昭和48年4月15日)	平成11年10月 当社入社 平成15年2月 株式会社邦匠建設入社 平成15年12月 当社入社 平成22年1月 建築本部 建築部長 平成23年4月 建築本部長(現任) 平成23年6月 取締役 平成25年10月 常務取締役(現任)	43,655株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注3))	所有する当社株式の数
7	いし かわ まさ やす 石 川 真 康 (昭和51年5月31日)	平成7年4月 東武建設株式会社入社 平成9年2月 当社入社 平成21年4月 住宅営業本部 本社営業部長 平成23年4月 営業本部長(現任) 平成23年6月 取締役 平成26年5月 常務取締役 平成28年6月 取締役 平成30年4月 常務取締役(現任)	44,162株
8	はやし かず ひさ 林 和 久 (昭和33年10月5日)	平成18年6月 株式会社木下工務店入社 平成20年2月 当社入社 平成22年4月 県南支社 営業部長 平成23年6月 県南支社長(現任) 平成24年3月 執行役員 平成25年6月 取締役 平成26年5月 常務取締役(現任)	21,476株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。

各取締役候補者の選任理由は、次のとおりです。

- ・村田弘行氏は、営業部門統括の取締役就任以来、要職を歴任し、平成23年から代表取締役社長として、また平成30年4月からは代表取締役会長として、当社の事業拡大を果たしてきた実績と企業経営に関する優れた見識を有しており、引き続き代表取締役会長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。

- ・林裕朗氏は、財務担当取締役就任以来、副社長に至るまで要職を歴任し、当社の経営体質強化に貢献するとともに、平成30年4月からは代表取締役社長として経営に尽力しており、引き続き代表取締役社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・齋藤淳夫氏は、管理部門統括の取締役として、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、財務報告等の体制の構築と強化に貢献した実績を有し、平成29年4月からは副社長として当社の経営体質の強化に尽力しており、引き続き取締役副社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・小磯裕氏は、前職での金融に関する豊富な知識と経験を活かし、財務部門統括の取締役として、事業資金の円滑な調達や財務部門の強化に貢献した実績を有し、令和元年10月からは副社長として当社の経営体質の強化に尽力しており、引き続き取締役副社長としての職責を担うべく選任をお願いするものであります。
- ・佐山靖氏は、開発部門統括の取締役として、当社グループの事業の要となる分譲用地の取得・開発において事業拡大に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・谷英樹氏は、建築部門統括の取締役として、住宅の品質・性能等の向上と事業拡大に対応した生産体制の確立に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・石川真康氏は、本社営業部門及び県北支社営業部門統括の取締役として、栃木県県央エリア及び県北エリアの販売を推進するとともに、当社グループ全体の販売管理体制の強化に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。
- ・林和久氏は、県南支社及び埼玉支社営業部門統括の取締役として、栃木県南部エリア及び隣接他県エリアの販売拡大に貢献した実績を有するため、引き続き選任をお願いするものであります。

3. 各候補者の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・村田弘行氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社（以上、当社の連結子会社）の取締役を兼務しております。
 - ・林裕朗氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館及びグランディリフォーム株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・小磯裕氏は、株式会社プラザハウス（当社の連結子会社）の取締役を兼務しております。
 - ・佐山靖氏は、株式会社ウェルカムハウス（当社の連結子会社）の代表取締役を兼務しております。
4. 村田弘行氏は、平成19年11月から平成22年3月までの間、茨城グランディハウス株式会社代表取締役社長に就任しており、その職務に専任するため取締役となったものであります。
5. 当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告15ページに記載のとおりです。本議案において各候補者が取締役に就任した場合、その在任中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の会社役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社株式の数は、令和3年3月31日現在の株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注4))	所有する当社株式の数
1	湯澤 はじめ (昭和28年5月10日)	平成4年10月 栃木テレサービス株式会社入社 平成12年5月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成20年7月 常務取締役 平成22年5月 取締役 ゼネラルリブテック株式会社 代表取締役社長 平成22年6月 当社退社(注5) 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 監査等委員である取締役(現任)	154,286株
2	伊藤 一 はじめ (昭和29年2月11日)	昭和60年4月 弁護士登録 平成2年4月 伊藤一法律事務所(現 今泉法律事務所)開設(現任) 平成13年5月 当社監査役 平成27年6月 監査等委員である取締役(現任)	一株
3	小林 健彦 ひとこ (昭和30年4月24日)	昭和60年12月 税理士登録 小林健彦税理士事務所開設(現任) 平成29年6月 監査等委員である取締役(現任)	30,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤一氏及び小林健彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役は、原則として、会社経営において重要な専門分野の方や、役員等の地位で会社経営に参画した経験のある方などから、人格・見識に優れ、経営の重要事項の意思決定への参画及び取締役の業務執行の監督・監査をするに相応しい方を候補者に選任する方針です。

各取締役候補者の選任理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要は、次のとおりです。

- ・湯澤一氏は、常勤の監査等委員である取締役として厳正かつ公正な監査を実施してきた実績を有するとともに、財務部門担当の取締役の経験を有し業務執行の監督においても適任であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- ・伊藤一氏は、永年の弁護士としての活動を通じて幅広い法律知識と経験を有しており、その知識と経験を活かして特にコンプライアンスの観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び客観的・中立的立場で取締役の指名・報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待するため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- ・小林健彦氏は、永年にわたり税理士として多数の企業の経営全般にわたる指導をされており、その知識と経験を活かして税務・会計の観点を含めて取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び客観的・中立的立場で取締役の指名・報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待するため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業経営に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 各候補者の重要な兼職状況は以下のとおりです。

- ・湯澤一氏は、茨城グランディハウス株式会社、群馬グランディハウス株式会社、千葉グランディハウス株式会社、ゼネラルリブテック株式会社、株式会社中古住宅情報館、グランディリフォーム株式会社、株式会社プラザハウス及び株式会社ウェルカムハウスの監査役を兼務しております。

5. 当社連結子会社のゼネラルリブテック株式会社代表取締役社長の職務に専任するため、当社取締役の兼務を解消し、退社したものです。

6. 伊藤一氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。
7. 小林健彦氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 当社は、伊藤一氏及び小林健彦氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告15ページに記載のとおりです。本議案において各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、その在任中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の会社役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
10. 当社は、伊藤一氏及び小林健彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
11. 所有する当社株式の数は、令和3年3月31日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

本株主総会開始の時をもって、令和元年6月27日開催の定時株主総会において選任された補欠の監査等委員である取締役2名の選任の効力が失われます。つきましては、改めて、監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況(注5))	所有する当社株式の数
1	たけうち のぶ やす 武内 修康 (昭和35年1月3日)	昭和58年4月 株式会社日立製作所入社 平成14年6月 当社入社 平成21年4月 管理本部 管理部長 平成24年3月 執行役員 平成30年6月 取締役 令和2年6月 管理本部 理事(現任)	50,979株
2	とく やま ひで あき 徳山 秀明 (昭和44年5月10日)	平成8年10月 中央監査法人入所 平成11年5月 公認会計士登録 平成18年4月 プライスウォーターハウスクー パースベルギー事務所入所 平成21年3月 監査法人五大入所 平成25年8月 同法人 代表社員 平成29年8月 徳山公認会計士事務所開設 (現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者のうち、徳山秀明氏は、当社との間で会計顧問契約を締結しております。なお、武内修康氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武内修康氏は、第2号議案の監査等委員である取締役候補者である湯澤一氏が選任された場合における補欠として選任するものであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社を退職いたします。

3. 徳山秀明氏は補欠の社外取締役候補者であり、第2号議案の監査等委員である取締役候補者である伊藤一氏及び小林健彦氏が選任された場合における各氏の補欠として選任するものであります。
4. 候補者を補欠の監査等委員である取締役として選任する理由及び補欠の社外取締役候補者に期待される役割の概要は、次のとおりです。
 - ・武内修康氏は、管理部門担当の取締役として、コンプライアンス体制や財務報告体制等の強化に貢献した実績を有することから、業務執行を監査する監査等委員として適任であると考え、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。
 - ・徳山秀明氏は、公認会計士として培われた企業会計に関する専門知識と経験を有しており、その知識と経験を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと、及び客観的・中立的立場で取締役の指名・報酬等の決定について関与、監督等をいただくことを期待するため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業経営に精通し、企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 徳山秀明氏は、株式会社アーバネットコーポレーションの社外監査役を兼務しております。
6. 徳山秀明氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする旨の、同法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結（当該保険契約の内容の概要は事業報告15ページに記載のとおり）しており、その在任中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の会社役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、本議案において各候補者が補欠の監査等委員である取締役に選任され、欠員により監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 所有する当社株式の数は、令和3年3月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ（独立社外取締役を除く）。）の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第24回定時株主総会において、年額360百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化など諸般の事情を考慮するとともに業績に対する取締役の経営責任を明確にするため、取締役の報酬体系に新たに後記の算定方法による業績連動報酬（令和4年3月期以後の各事業年度の業績を対象とするものとする）を導入し、固定報酬と業績連動報酬とを合計した報酬額を年額450百万円以内といたしたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

本議案が承認された場合の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、固定報酬については事業報告17ページ「3. 会社役員の状況 ④取締役の報酬等 二. 役員報酬の内容の決定に関する方針等」b.及びf.に記載の「基本報酬」に係る決定方針を継続することを予定しており、また当該決定方針に基づき決定した各取締役の月額報酬を用いて各取締役の業績連動報酬が算定されることとなります。

なお、現在の取締役の員数は8名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き8名となります。

（業績連動報酬の額の算定方法）

支給対象は社外取締役及び監査等委員を除く、業務執行取締役とする。

各取締役に対する個別支給額 = 各取締役の月額報酬 × 業績達成支給係数

業績達成支給係数

達成率	50%以下	50%超 70%以下	70%超 130%以下	130%超 150%以下	150%超
支給係数	0.0	0.5	1.0	1.5	2.0

（注）達成率＝対象年度の連結経常利益÷決算短信等において公表した当初の連結経常利益予想

以上

株主総会会場ご案内図

会場 宇都宮市大通り二丁目4番6号
ホテルニューイタヤ 3階 天平の間

